

本規定は、スポーツランドやまなし内に置かれる SLy 共済委員会により管理、運営されます。本規定は、スポーツランドやまなしサーキットコース内(パドック、駐車場、通路等は除く)において発生する事故により生ずる運転者自身の死亡、障害、及び共済会所有物の損害を担保するものです。本規定は、スポーツランドやまなしを走行する全ての方をその対象とします。但し、業務として走行する方には、本規定は適用されません。

◆支払規定

① 死亡 300 万円

死亡の原因となる障害を負って 24 時間以内に死亡された場合に支払われます。

② 欠損及び運動障害 300 万円を上限とします。

欠損及び運動障害は等級により決定される割合に応じて支払われます。等級決定は、自賠責保険の労働能力喪失表に準じます。

③ 障害

・骨折 部位により一時金が支払われます。

腕関節を含み腕関節から指先まで	3 万円
腕関節を含まず腕関節から肩関節まで	6 万円
足関節を含み足関節から足指先まで	5 万円
足関節を含まず足関節から股関節まで	10 万円
鎖骨、胸骨、肩甲骨、肋骨	6 万円
その他の部位	5 万円

・脱臼 部位により一時金が支払われます。骨折一時金の 50% が支払われます。

むらうち、捻挫等の他覚症状の無い症状には支払われません。重複して支払われることはありません。

④ 縫合 裂傷等の縫合処置の場合、一針につき 8000 円が支払われます。手術による縫合処置は含まれません。

⑤ 共済会所有物の破損 損害額を担保します。

上記記載の無い事項が発生した場合、SLy 共済委員会の決定を最終判断とします。

◆一時金の請求

一時金の請求は、共済金請求書に医療機関の発行する診断書、或いはそれに準ずるものを添付の上、SLy 共済事務局までご提出下さい。指定口座に一時金が振り込まれます。

一時金の請求期限は、受傷日から 2 ヶ月以内とします。

一時金の支払の免除

下記の場合、SLy 共済会は一時金の支払を免除されるものとする。

- 1) 薬物、アルコール、疾病、障害等による重度の心身喪失状態であった場合。
- 2) 事故原因が、明らかに故意である場合。或いは重大な過失が認められる場合。
- 3) 事故発生時に安全装置の破損、逸脱があった場合。
- 4) SLy 走行規定に関する重大な違反行為があった場合。

本規定は平成 28 年 11 月 19 日より発効いたします。

SLy 共済会会長 三村 栄治